

第57回 基本計画部会 議事録

1 日時 平成27年2月19日（木）14:27～16:29

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議題

- (1) 未詰問基幹統計の確認について（民間給与実態統計）
- (2) 未詰問基幹統計の確認について（木材統計）
- (3) 未詰問基幹統計の確認について（家計統計）
- (4) 未詰問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）
- (5) その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から、第57回基本計画部会を開催いたします。

本日は、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員が御欠席です。

最初に、部会長代理の指名を行いたいと思います。北村委員に部会長代理をお願いしたいと思いますので、今後、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について確認させていただきます。

本日は、未諮問基幹統計の確認に関連して5つの議題があります。

まず、資料1－1は、民間給与実態統計に関して委員から確認すべき事項として提出いただいた事項を整理したものです。その御意見に基づいて事前に部会長とも御相談の上、基本計画部会での確認事項として整理したものが、資料1－2となります。これらの確認事項に対して、民間給与実態統計調査の実施府省である国税庁で準備していただいた資料が資料1－3です。資料1－4は、委員への事前の御説明の際に用いた基礎資料です。

続いて、木材統計に関してです。

資料2－1が、委員から確認すべき事項として提出いただいた事項を整理したもの、その御意見に基づき事前に部会長とも御相談の上、基本計画部会での確認事項として整理したものが資料2－2です。これらの確認事項に対して、木材統計調査の実施府省の農林水産省で準備していただいた資料が資料2－3です。資料2－4が、委員への事前の御説明の際に用いた基礎資料です。

また、前回の基本計画部会で預からせていただいた地方公務員給与実態統計に関して、資料3－1と資料3－2を用意しております。

それから、12月の基本計画部会で議論しました家計統計については、確認事項を参考1－1として、基本計画部会の議事概要を参考1－2として用意しています。

資料4は、審議結果報告書の構成（案）です。

私からは以上です。

○西村部会長 それでは、議事に移ります。

11月17日の基本計画部会で決定しました「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」に記載のとおり、本日の基本計画部会では、民間給与実態統計及び木材統計について確認いたします。

その後、12月に確認した家計統計、1月に確認した地方公務員給与実態統計についても預からせていただいた部分について再度確認いたします。

まず、議事の1点目、民間給与実態統計について、各委員から提出していただいた御意見を基に、私と事務局とで相談の上、確認事項として整理したところです。

事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料1－1が、それぞれの委員から頂いた御質問、御意見等です。通し番号を打っておりますが、これは資料1－2の確認事項の順番に並べてあります。

資料1－2の確認事項等を御覧ください。3つに分けてあります。1つ目が「調査の設計について」、2つ目が「調査事項、提供情報の充実について」、最後が「作成方法の効率化等について」です。

まず、最初の調査の設計については、資料1－1の通し番号でいえば、1～4に当たり

ます。最初は、調査対象給与所得者の抽出方法ですが、2,000万円未満の者が無作為抽出であるのに対して、2,000万円以上のものは全数調査している、そのように異なる理由についてです。

それから、税額推計のための補正方法について、この統計では所得税額の総額を推計していますが、その際に補正など何らかの対応を行っているのか、行っている場合にはどのような方法によっているのかという質問です。

3番目は、この統計の給与所得税額（総額）と、行政資料の税務統計から得られる数字が異なるけれども、それがかい離している理由は何かというものです。

確認事項の大きな2番目、調査事項、提供情報の充実は、まず毎月勤労統計、賃金構造基本統計との相違点は何かということです。

次が、調査事項の追加についてです。「労働時間」及び「退職所得」について追加できるかどうかという質問です。

3番目が、表章区分についてです。給与階級別の1,000万円以上の刻みが500万円ごとと粗くなっているが、それをもっと細かくすることはできるのか。また、調査対象事業所の規模が現在は1～9人規模で集計しているが、それを1～4人、5～9人と分けて集計することはどうかというものです。

次に、民間給与実態統計を官民比較に利用できることについてどう考えるかということです。

最後の作成方法の効率化については、行政記録情報の活用の余地、マイナンバー制度の活用、それからオンライン調査の充実についての検討についてです。

以上です。

○西村部会長 それでは、この確認事項に沿って、確認と意見交換を進めていきたいと思います。

事務局から説明のありました資料1～2に掲げられている事項について、通して国税庁から資料1～3を中心に御説明をお願いいたします。

○重藤国税庁長官官房企画課長 国税庁長官官房企画課の重藤と申します。よろしくお願ひいたします。

では、お手元の資料1～3に沿いまして、今、御説明のありました照会事項に沿う形でこの民給について説明したいと思います。

まず、1ページ目です。

民間給与実態統計の「調査の流れ」ですが、ここに書いていますとおり、毎年8月から12月に国税庁において事業所の従業員数ごとに層別に標本事業所を抽出して名簿を作成します。この名簿を基に、実際の調査は外部の業者に委託しておりますので、その委託業者から調査票を各事業所に送っていただき、各事業所がその調査票に記入していただきまして、それを回答していただいて、それを業者に取りまとめてもらって、最終的にまた国税庁が集計、公表するという流れで行っております。

実際の抽出率等がどのようにになっているかというものが2ページです。

ここに書いておりますとおり、事業所の従業員の人数、1～9人、それから10～29人という階層ごとに7層、一番下の第8層というところは、本社で従業員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社という層を1個作っております。

それぞれごとにまず事業所としての抽出率を立てておりますと、一番小さい層であれば400分の1、その次が200分の1、これは事業所ごとに、税務署で番号を振っていますので、その番号順に最初の1番を取って、次は401番を取って、その次は801番を取ってなどランダムな形でまず抽出します。今度はその抽出した会社に調査票をお送りするわけですが、その事業所の規模に応じて、従業員が1～9人の小さい事業所であれば、そこにおられる従業員全員についての給与所得について回答いただくわけですが、もう少し大きい層、例えば10～29人の規模の会社ですと、おられる従業員のうちの半分について調査票に記入していただきます。ここも一定の社員の番号などに沿って順番に1人おきに取っていくなどという形で無作為に抽出していただくような形にしています。そういう2段階の抽出、すなわち、事業所をまず抽出し、そこから更に従業員を抽出するという形で抽出しています。

ここで1つ目の確認事項なのですが、従業員もその事業所の規模に応じて一定の抽出率で抽出しているのですが、年間の給与額が2,000万超の人については全数を取っていただいているります。これがなぜなのか、あるいはその御質問の背景には、2,000万円以下のところは一定の抽出率で抽出しているのに、それを超えるところは全数ということで、そこで少々性質が変わってくるのではないか、そういう問題意識からの御意見ではなかろうかと思います。

これにつきましては、2,000万円超の人を全数を取っている理由は、極めてシンプルで、サンプル数が非常に少ないからという理由です。その点につきまして、3ページに、民間給与実態統計の調査結果のサンプルを付けています。これはその中の一部分ですが、例えば、下の側には、1年通して働いた方ではなくて、1年未満の方の給与所得者でかつ女性で取りますと、例えば、10人未満のところ、1,500万円から2,000万円のところになるわけですが、408人となっております。この層は事業所の抽出率が大体400分の1ですので、出てきた実数が408ですから、多分、実際にはこれに該当する人が1人だったという感じではなかろうかと思います。そのくらい数が少ないものですから、2,000万円超の人については全数を取っているというところです。

ここにつきましても、もちろん統計学的にもっと精緻なやり方というのは本来、理論的にはいろいろ考えられるのかもしれないのですが、民間事業所に調査票を送って回答いただいているというところで、一定の抽出率で、2,000万円超の人だけは全部という割と単純な形での回答をお願いしているのでこうなっています。

2番目の御質問に関する説明なのですが、また2ページに戻っていただきますと、一番右側に、実際に委託した調査の回収率を付けています。トータルでいいますと、75.7%という回収率なのですが、各層ごとに第1層だと60.9%、第8層だと83.7%とそれぞれら

つきがあります。

まず、これについて何か補正しているのかということですが、実際にどうしているかといいますと、補正していません。例えば、400分の1の抽出率で調査をお願いして、それに対して更に60.9%の割合で回答が返ってきてているということですので、この第1層に関しては、0.609と400を掛け合わせて割り戻すという形で全体を出し、第2層については、ここも事業所の抽出率が200分の1、給与所得者の抽出率が2分の1、掛け合わせると400分の1になっているわけですが、それに対して75.6%の回収率ですので、これも同じように0.756で割り戻して更に400倍をするという形で、層ごとに割り戻しているということが実際のやり方です。

また、ここでの確認事項の御質問の意図は、例えば、第1層の回収率は60.9%、裏を返すと39.1%が回収されていないわけですが、その39.1%というものが、その1～9人の層全体の標本母集団にうまく均等にばらついているのか、そうではなくて何か偏りがあるのではないか、そこをきちんと見るべきではないかという御指摘ではなかろうかと思います。

そこに関しましては、確かに現在は特に分析して何か補正していないわけですが、小さい層になりますと必ずしも我々もきちんと全数のデータを持っているわけではないのですが、一定程度以上の給与所得者に関してはある程度こちらもデータを持っております。全ての調査項目についてきちんとしたデータを悉皆的に持っているわけではもちろんありませんが、給与の金額であるとかについてある程度手元に持っているデータもありますので、そういうしたものと照らし合わせてみて、何か偏りがないのかということを分析してみる余地はあるのかなと思っております。そこにつきましては、現在はまだそこまで分析を行っておりませんが、今後の検討課題として我々も検討の余地ありと思っています。

次の御質問ですが、この民間給与実態統計と、それとは別に我々が業務統計として公表しております税額の統計の数字が合っているのか、あるいはそれがあるのかといった御質問です。それについて説明したのが4ページです。左側が民間給与実態統計、それから右側が、「国税庁統計年報」という形で公表していますデータの中の「源泉所得税」の金額です。ある程度対応する概念ですが、まず、給与の額でいいますと、民間給与実態統計は200兆円、それから「国税庁統計年報」は227兆円、税額でいいますとそれぞれ8.7兆円と8.4兆円ということで、数字は違っております。右側は、実際の業務統計ですので、実際の税額とか所得の額を全部積み合わせたものですので、数字としてはこちらの方がより実際の数字であるということだと思います。

この違いが出てきている理由ですが、ここに書いていますのは大きく2点あります。1つは、右側がそういう実際の業務統計として手元に持っている数字を全部足し合わせたものであるのに対して、民間給与実態統計は標本調査なので、そこで必ずしも全てがしっかりと復元できているわけではないということです。

もう1つは、下側に記載の調査対象、いわゆるカバレッジに若干違いがございまして、民間給与実態統計は、基本的に毎年12月末の時点で給与の支払いがある時点で切って、そ

この時点では給与の支払いがある人を対象に統計を取っていますので、12月時点ではもう給与を支払っていないという方はカウントしていない、あるいは、給料を支払ってはいるが税額が全然発生していないというところは入っていない、それから、6月末のところでまず対象者のリストアップの作業をしますので、7月以降新規開業をした人は入っていない、そういうカバレッジの違いもあるということでございます。

したがって、こういう調査手法、それからカバレッジの違いで税額等に違いがあるのですが、そのトータルの金額という意味では、「国税庁統計年報」の数字の方が全体のトータルの税額とか給与額は正確に取れているのかなと思います。これは後ほど説明しますが、民間給与実態統計は一方で、「国税庁統計年報」の中では取れない各種の税額の控除の適用の実態などを取っておりますし、それを基に税収の推計であるとか、税制の検討の資料に使っているということで、そういう意味ではすみ分けというか役割分担がそれぞれあるのかなと思っております。

続きまして、毎月勤労統計や賃金構造基本統計といった賃金に関するほかの統計との相違点についての御質問です。

ここにつきましては、5ページ、6ページ、7ページに比較したものを行っています。5ページはその目的とか調査対象者等一番大きくりの基本の部分についてです。もちろん違いは当然ありますが、大きな違いとして1個挙げられるのは、民間給与実態統計が一番左側ですが、ここは給与所得者1人以上の事業所から、従業者がいるところはすべからく対象にしており、人事院の職種別民間給与実態調査、あるいは厚生労働省の賃金構造基本統計ですと、例えば、50人以上の事業所、あるいは5人以上の事業所ということで、調査対象となる事業所の従業員数でのカバレッジが違うということがまず1つ挙げられようかと思います。

6ページには、具体的な調査項目をそれぞれ比較して付けています。それぞれ取っている項目、取っていない項目等いろいろありますが、ただ、その中で、民間給与実態統計に独特な調査項目というのは、言うまでもないことではあります、所得控除の額とか税額控除の額、それから源泉所得の税額、正にその税金に着目した部分の項目を取っているのは民間給与実態統計だけということです。

ここが統計の活用方法につながっていくわけですが、その後、8ページ、9ページにサンプル的に付けています。民間給与実態統計の活用方法というのは、一つは租税収入の見積り、もう一つはいろいろ税制を考える際の検討の参考資料にするということです。今、8ページに付けてているのは給与所得者、あるいは申告所得者の納税人員ということですが、もちろん毎年毎年予算を作成するに当たって、あるいは税制改正するに当たっていろいろな税収の見積りを当然行います。

総額はもちろん国税庁の業務統計で取ることができるわけですが、例えば、各種控除について毎年のようにいろいろな税制改正等があります。この控除を廃止するとそれによってどのくらい税額に影響があるのかといったことも、予算及び税制改正の作業をする過程

では当然必要になってきます。そういったときに、この民間給与実態統計のデータが使われる。これが民間給与実態統計の存在意義といいますか、そういう意味があると思っております。

また、金銭的なことではなくて、税制についてどういう税制がよいのかということを財務省が検討する際に、実際に例えば所得控除や税額控除がどのくらい活用されているのか、あるいはそれが給与階層別に見るとどうなっているのかという検討にもこの民間給与実態統計の数字は活用できるかなと思っております。

10ページには、民間給与実態統計の調査票を実際に事業者の方が記入するときにどう記入するのかについての説明なのですが、調査事項は上の四角の中に書いてあるような項目です。本人の名前や性別はもちろん書いていただくわけですが、それ以上の税金に絡む部分といいますのは、下の四角の中に書いていますが、実際の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書とか、あるいは所得税源泉徴収簿、それからその下にありますが、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書という税務関係で事業所が実際に作成して税務署に提出しているデータの写しであるとか、あるいは、実際には提出しないけれども、実際に記入して備えおいて必要があれば税務署に提示しなくてはいけない、そのために会社で保管している項目、帳簿の該当項目を転記する形で記入をしていただきます。基本的にはそういう流れで備えつけている帳簿のここの部分を書き写してもらえばよいという形で作成していただいているということが調査のやり方の実態です。

そこにつきましては、また後ほど見ていただければと思いますが、別添1ということで「調査票の記入のしかた」という別とじの資料を付けてございます。この中に、実際にどこのどういう項目を参照して書いてくださいという形の説明書きが付いています。これを見て、事業所の方が記入していただくという流れになります。

その関係で、確認事項の方で、労働時間について民間給与実態統計は調査をしていないのだけれども、それを入れることはできないのかということですが、ここに関しましては、今申し上げた流れでいいますと、各事業所が持っている、あるいは作成されている各種計算書であるとか源泉徴収簿といった項目の中には、労働時間は直接税金に関係するわけではないということもあり特に書き込む必要はなく、したがって、既存の書類から基本的に転記していただくことで事業所の負担を軽くしている統計調査なのです。したがって、既存の書類にはない項目を別途どこからか持ってきて書いていただかなくてはいけないということになるものですから、そこについて事業所の方の負担が増してしまうことになるのではないかということを我々は考えています。回収率も100%に近い回収率というわけではないものですから、そこに新たな作業を課すということについては少々どうかなと思っているのが率直なところです。

質問項目としては少々飛びますが、同じく退職所得に関する調査項目についても加えることができないのかという御質問がありました。基本的に、これは正にこの名前のとおり民間給与の実態統計ということで、税法でいうところの給与所得についての統計を作成す

るため調査しておりますと、給与所得で税金を計算するときには当然そこから各種の所得控除とか、そういうものを差し引いた所得に税率を掛けて算出するということになっているわけです。また、それを12月の時点で給与所得の支払いを受けている人で切って統計を作成しているわけです。

退職所得といいますのは、税法上は給与所得とは別の所得区分として、計算の仕方も全く違います。給与所得に係る税額を計算する際の所得控除等というのは退職所得に掛かる税金の計算では関係ないということで、少なくとも給与の実態を取る統計ということからいきますと、全く給与ではない別の所得区分である退職所得というのはなかなかそのスコープに入ってこないということと、先ほど申し上げましたように、12月末で働いている人に着目して調査しているのですが、退職所得を受けとった方というのは12月末にはもう既にいない方もいらっしゃいまして、今の調査対象者の外枠の人になってしまうという面もあります。

各種所得控除とかがどう効いているかということがこの統計の特色ですので、そういうことからいっても退職所得というのは全く別の話になってしまうのではないかと考えています。

質問項目に沿って、次の部分は、資料は特に付けていないのですが、給与階級及び調査対象事業所規模の表章区分を細分化することの可否です。これは、例えば3ページに戻つていただきますと、違うことの説明のために付けていた資料ではありますが、給与の水準が1,000万円を超えると500万円刻みになってかなり刻みが粗くなっています、もっと下の方は100万円刻みになっているわけです。

ここについては、我々も既にデータ 자체は持っておりますので、そこも少しブレークダウンをしたものを統計としてはこういう形で出すにしても、もう少し内訳みたいなものを参考として提示することは、多分できないことではないのではないかと思っています。実際に、まだそういう作業をしているわけではないので、余り確実なことは言えませんが、そこは検討の余地はあるのではないかという気がいたします。

それから同じく、例えば、今は一番下のくくりが10人未満の事業所、つまり1～9人の事業所ですが、これを例えれば、1～4人と5～9人に分けて出すことができないかという御意見、御指摘もあったかと思います。そこにつきましても、基本的には同じことでして、我々も基となるデータは既に持っておりますので、それをもう少しブレークダウン、更に分けて出すことは、それは多分技術的にもできないことではないのではないかと思っております。もう一度きちんとした検証は必要ではありますが、検討の余地はあるのかなと思っております。

確認事項のリストに沿って進めますと、民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できるように調査事項を拡充するということの可否ということなのですが、これは我々が申し上げるよりも統計委員会の皆様の方が御専門でよく分かっていらっしゃる話だと思いますが、人事院が官民の給与の比較をする際には、もちろん事業所の規模もそうですし、いろ

いろいろ職種であるとか、あるいは学歴であるとか、そういったものでうまく官民が対応するような形にデータを集計し直して官民比較をしているということです。例えば、学歴とかそういった項目まで、例えばこの民間給与実態統計の中でそういった官民比較に対応するようにするというのは、現在の我々の民間給与実態統計の仕方や目的からすると、少し荷が重いのかなというのが率直なところです。

民間給与実態統計の今あるデータを基に何か示し方を工夫できないかというところは、それはもしできることがあればもちろん検討するべきだと思いますが、なかなかそれを超えて官民比較にうまく合うようになると、統計の取り方や実際の調査の仕方、それから統計のその後のいろいろな分析の仕方がかなり大きく変わってくるのかなと思っておりまして、なかなか荷が重いのかなというものが率直なところです。申し訳ありません。

作成方法の効率化等についてというところで、行政記録情報の活用の余地というところですが、これにつきましては、まさに税務署もそれなりにデータを持っているのだから、サンプル調査ではなく悉皆的にきちんと調べて行政記録情報を活用して統計を作成することができるのではないかという御質問かと思います。

これにつきましては、資料では11ページに付けていますが、端的に申し上げますと、この民間給与実態統計の調査項目の中には、税務署が持っている行政上保有している情報以外の調査項目がまずあります。税務署が一部持っているものでも、例えば、源泉徴収票がありますが、これは実は税務署には年間給与の金額が500万円を超える人の分しか基本的に来なくて、それよりも低い給与の人の分は一定の要件に該当する場合を除き、税務署には来ません。ということで、ベースとなるデータを全て税務署が持っているかというと持っていないものですから、サンプル調査をやめて行政が保有している情報でこの調査の代わりとすることは無理ということがお答えでございます。

マイナンバー制度の活用ということで、マイナンバー制度が導入されればいろいろ個人ごとの所得額の把握も可能となって、今のように給与所得に限定することなく、より幅広い所得の把握なり、統計の作成が可能になるのではないかという御指摘です。

確かに、このマイナンバー制度が今後導入されていく、税務行政にもそれを活用していくことになります。したがって、我々としましても、統計目的以前の問題として税務行政上もきちんとマイナンバーを活用して、所得をより的確に把握する、捕捉するということは可能になるし、対応していくかなくてはいけないと思っています。そういう大きな意味で、マイナンバー制度が導入されて、それをどんどんうまく活用することによっていろいろな形の所得の把握ができるようになっていくというのは、当然大きな方向性だろうと思っています。ただ、マイナンバー制度が導入されれば、給与所得以外のものについてもそれを使ってすぐ統計にいかせるようになるかというと、そこはまだすぐにそういう話になるわけではなくて、統計という観点からいくと、今、税務署が持っているいろいろな所得の把握の精度が、マイナンバー制度が導入されることによって向上するということにとどまらざるを得ないのかなというところです。

最後の質問項目ですが、オンライン調査への完全移行に向けた検討状況ということで、これは資料としては12ページに付けています。

民間給与実態統計も一応オンライン調査も実施していますが、実際に、今、直近では利用率が9.1%ということで、決して高い数字ではなく、低い数字であると我々も思っております。したがって、今後、さらにこの率を引き上げていくように努力したいと思っておりまして、実際に、直近の調査でもCD-ROMなどを送付し、うまくオンライン調査に誘導できなかいかということもトライアル的に行っているところです。

なお、一方で、これは実際に利用率9.1%ということですが、少し調べてみると、やはり事業所の規模が小さいところの方がオンラインの回答率が低くなっています。本当に小さい事業所で実際に税金の申告書も手書きで行っているようなところもありますので、そういうところも全てオンラインに移行するというのは、全部が全部というのは、なかなか難しいところはあるのだろうと思っています。

また、そういう小さいところだけではなくて、実は大きな会社でも、結構こういう税務関係の書類などはセキュリティーの観点等もあり、むしろ画面で出す方が望ましいのだという会社も、これは統計に必ずしも限らず、税務行政の中でもそういう企業も実はあります。大きいところだから全てオンライン化していく全て電子的に申告しているかというと実はそうではないという面があるというのもまた事実です。

そうは言いながらも、今、我々も納税申告の局面では電子申告を促進しようということで、e-Taxというものを実施しております。個人でも50%ぐらいの申告率にもなってきています。そういうものから比べますと、この9.1%というのはやはり低いので、もっと引き上げる余地はあるのだろうなとは思っておりますので、そこはこれからも努力してまいりたいと思っています。

長くなってしまいましたが、私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、この確認事項に対して国税庁から御説明いただきましたが、御意見、御質問等あればお願ひいたします。

どうぞ。

○川崎委員 詳しい御説明ありがとうございました。

この統計は非常に大事な割にはなかなかこういった説明を聞かせていただくチャンスがなかったので、大変参考になりました。

1点、確認の意味でお尋ねしたいと思います。抽出率、それから推計のことについて質問表の中にありました。私がこの辺のところを書かせていただいたのです。今の御説明で納得がいったのですが、要するに回収率が低い部分を抽出のところに割り戻して計算をしておられるということでおろしいですか。

その点が、このウェブ上の資料では、単純に抽出率、逆数を掛けていると書かれているものですから、回収率の部分をどう扱われているかはっきり見えなかったのです。ですから、もしできましたら、今後、回収率補正後の抽出率を掛けているのだということをもう

少しはっきり書いていただくと、そういった余計な誤解が出ないかなということ、それが第1点です。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 単純な質問です。

2ページの回収率ですが、何を何で割った率なのでしょうか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 例えば、調査票を100の事業所に発送したとして、その中から60事業所が返ってきたとすると60%です。

○廣松委員 では、その標本事業所数を分母にして、返ってきた事業所数を分子にしているということで、標本給与所得者数ではないのですか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 事業所数です。

○廣松委員 分かりました。

○前田委員 本当にありがとうございました。

この統計があることは知っていたのですが、このように今日、御説明いただきて非常によく分かりました。

その上で2点御質問させていただきたい。1つ目は、退職所得はこの統計の対象ではないということはよく分かりましたが、退職所得についても税制はどうするかといったときにその基礎データが必要になるのかとも思うのですが、それはまた別途の統計があるのかどうかという点を教えていただければと思います。

2つ目が、これもテクニカルな質問で申し訳ないのですが、7ページ目で「給与額の比較」のところで「現金支給」と「現物給与」というものがありますが、民間給与実態統計には現物給与が含まれるのですか。この場合の現物給与とはどういうものかというのを教えていただければと思います。

○重藤国税庁長官官房企画課長 今、御質問2点のうち、まず、退職所得に関しましては、業務統計では出しています。実際にそれを税制にどういかすかというのは財務省主税局の話になってしまふので対象外ですが、ただ、税金の計算の仕方は、給与所得の方は各種控除を色々と差し引きますが、退職所得の方はもう少しシンプルだという違いはあります。勤続年数で所得控除額が違うなどはあるのですが、そういう違いはあります。ただ、統計 자체はあります。

それから、現物給与というのは、正に現金以外の形で、物での給与の支払いです。いずれにしても、税務上は現金でなくても現金を渡す代わりに何か物を渡すというものでも、経済的利益になるので原則として給与所得には該当しますという整理なものですから、それも入れているということです。

○西村部会長 いかがでしょうか。

○中村委員 統計そのものから外れるのですけれども、11ページの御説明のところで、500万円未満の方については源泉徴収票が税務署には来ないというお話をしたが、ただ、市町村は課税証明を出してくれますから、市町村は源泉徴収票を受け取っているのだと思

うのです。そうすると、国税庁では、正しく源泉徴収されているかについて、500万円超える人のみをチェックし、それ以下は市町村が行っているということになるのでしょうか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 おっしゃるように、市町村には全く源泉徴収票と同じようなものなのですが、給与支払報告書というものがあります。それは全ての人、所得が低い人についても市町村には提出されます。国に出すのは源泉徴収票といっていますが、これは税法上500万円というところで基本的に線があるので国税庁は持っていないという違いがますあります。

あとは、もちろんそういう意味で、市町村の方が500万円以下の人の分までデータをきちんと持っているのでよりいろいろな把握がしやすい側面があるというのは、それはそのとおりかもしれません。ただ、国税庁の方は、法定資料としてそれが全て悉皆的に全部来ているわけではないですが、必要に応じてあとは税務調査をするなどという形で、確認するべき点などがあればそれは直接聞いて確かめるという形で捕捉に努めているということです。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 今度は別の質問です。先ほどの500万円以上のお話とも関係してくるのですが、調査の効率化という観点からのお尋ねします。確かに、今のお話からしても、必ずしも全ての情報が国税庁にないというのは理解できるのですが、それでもかなりの部分は転記されている以上は、ある程度のデータはあるのだろうと思うのです。そうすると、調査の仕方として、例えば、既に国税庁で持っている部分は申告しなくてもいいからそれ以外の部分を回答してくれというやり方も恐らくあり得るかと思うのです。これはなぜお尋ねするかといいますと、私自身もほかのところでの調査の話を聞きますと、よく調査対象者から、「こういった情報は全部もう国に報告しているのだから調査しなくてもよいではないか、それは国の情報を転記してくれれば、国の側でやれば済むのだからよいのではないか。」ということをよく聞くことがあるのです。特に国税は全ての国民が納付するものですから、そういう情報がきっとあるので、ほかの統計調査以上にそういうことを言われることが多いのではないかと思うのですが、その辺り、例えばそういうような既にある情報を活用して回答の負担、転記の負担を軽くしてあげるという可能性をお考えになる余地はないのでしょうか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 まず、検討する余地があるかどうかというと、余地はないわけはないと思います。もちろん税務署に既に出されているデータもあれば、税務署へは出さないけれども、各事業所では保管しておかなくてはいけないものというものもありますので、その基となっているものが全て税務署に提出されているものというわけではないものですから、そこはものによって、全て税務署が持っているのだからとそういうわけには簡単にはいかないのですが、ただ、統計そのものとは離れて、税務署ももちろんいろいろな各種データの電子化といった話も税務行政の中でも進んでいますし、そういう中で、本当に事業者の方にこうやって書き込んでいただかなければいけないものとしてど

ここまでお願いするのか、あるいは、その事務負担を事業者の方と税務署の側とでどう分担していくのかというところは、これからも常に我々も意識をしなくてはいけないところだろうとは思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○北村委員 国税庁のデータと人事院の職種別民間給与実態調査との比較についてお伺いしたいのですけれども、この6ページの表を見ると、大きな違いは所得控除や税額控除という税の関連の辺りがきちんと調べてあるということだと思うのですが、逆に言うと、人事院のデータで出てくる学歴とかそういうものを民間給与実態統計調査で調査できれば、ほぼ人事院のデータと同じような情報が出るのではないかと思うのです。あるいは、それ以上の情報を国税庁のデータでお持ちではないかなと思うのですが、そこは先ほどの御説明だとなかなか難しいという話ですか。

○重藤国税庁長官官房企画課長 例えば、今の御指摘の中で学歴といったことがございましたが、税務署が民間給与実態統計の調査をお願いして、給与額幾らで控除額は幾らですかという税金の計算に直結するようなことは聞きやすいというか、まだ聞いてもそれほど抵抗感はないのですが、そのときに、この人幾ら給料もらっていますけれども、学歴どうですか、高校卒の方ですか、大学卒の方ですかということまで聞くというのは、なぜそれが要るのですかと聞かれた場合になかなか説明が難しいのかなというのが率直な印象です。

あと、もちろん調査項目もありますが、人事院の統計の場合にはいろいろくくりを直して、本当に職種ごとに、ランクごとに、民間と国家公務員とを1対1で対応できるように直したりとか、初任給の比較をするために入ったばかりの人をかなり手厚く調べたりとか、給与の官民比較をするということに特化しており、実地調査を行って作っておられるという感じですので、なかなかそこと同じような項目を取っていたとしても、それを同じようにぴたっと官民で比較できるような形に仕立てるのはなかなか大変なのではないかという気がいたします。

○北村委員 官民比較をする場合は人事院のデータを見てくださいという説明をするとよいということですね。民間のエコノミストはどうしても国税庁のデータを見ておおまかに平均を比べられるということが多々あるので、その辺は注意が必要なのかなと思ったのです。

○重藤国税庁長官官房企画課長 国税庁以外の統計について、余り私も申し上げる立場にもそれだけの素養もないのですが、もちろん官民比較というのはいろいろな場でよく出てくる話で、したがって、これも民間給与実態統計といっている以上は官民比較する際の民の側はこれですねと受け取られることが多いと思いますので、そこはそういう形でなるべくきちんと実態を正しく伝えられるように、その調査の取り方も示し方もやっていかなくてはいけないと思います。

ただ、本当に官と民で比較をするという観点で考えた場合には、いってみれば例え私は課長ですが、課長とかあるいは部長とか、課長補佐とか同じような役職名が付いていても

実態がそれぞれの中で違うとかそういったことも含めて全部比較をしないと本来いけないのだと思います。人事院はかなりきめ細かく比較されていると思いますので、そこまでのまさに官民比較という観点に立った比較をするときに、民間給与実態統計をそのまま使うのは少々難しくて、そこはやはり人事院の方を見ていただくことがよいのではないかなと思います。

○西村部会長 どうぞ。

○中山委員 先ほどの源泉徴収票は500万円超という話なのですけれども、市町村は税務署から資料を頂いて、前年度の所得を基礎にして住民税を課税するという連携もしていることから、税務署は全部源泉徴収票をお持ちなのではないのかなと思ったのですが、そうではないのですか。また今、北村委員からお話をあった人事院や各地方自治体の人事委員会が実施している調査の目的というのは、私もそうした職務に携わった経験から補足いたしますと、いわゆる公務員の給与は、民間との均衡が必要であるということで、公務員の給与体系と民間のどのような職務・職位・学歴・経験年数等で、どこと当たるかということで目的を持って取ってくるという非常に目的的な調査なので、なかなか同じようにはならないのではないかと思います。

○重藤国税庁長官企画課長 今、お話がございました税務署から市町村に申告書が行っているというお話がありましたが、これは確定申告をなさる場合は税務署に行って、国税と住民税とでいろいろ課税最低限とか若干違いはありますが、税務署に確定申告が出てきたものについては、そのデータを税務署からそこの所管の市町村にデータを渡すという流れはございます。

したがって、当然確定申告が出てきたものについては、その出てきた内容は、当然税務署は持っているわけです。ただ、多くの方の場合は、所得税というのは確定申告ではなくて企業から、いわば給与からの天引きで納められるもので、確定申告という行為がないわけです。もちろんそうやって天引きをした上でも、何か別に自分で事業をしていて申告をするとか、あるいは逆に還付の申告をするとかいう場合は、税務署にお見えになって、その場合には御本人の源泉徴収票をお持ちになって、私の給与所得がこれだけあるのだけれども、別途こういう所得がこれだけあるからという形で源泉徴収票を頂きますが、そういうものがなければ、いわば給与からの天引きと年末調整だけで済んでしまう方については、そもそも税務署に源泉徴収票が来る機会がないという形になります。

そういう人についても別途給与の支払報告書というのは市町村には出さなくてはいけないことになっているので、市町村にはデータがあるという形になります。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 統計の見方、使い方の観点からアドバイスを頂けたらという観点で御質問するのですが、2箇所以上から給与を受けている人というのは、これは何らかの形で識別することはこの統計の中で可能か、あるいは今後何かそういう事項を入れることで統計がもう少し利用しやすくなるのではないかということを思っているのです。

その質問の趣旨は、実は最近、特に格差問題がよく話題になりますが、その中で、給与統計が幾つかあり、それを基にジニ係数を出したりすることがよくあります。その中で、私が非常に疑問に思いますのが、低所得の人というものが全て本当の意味での低所得かどうかということです。この点は、非常に分かりにくいと思っているのです。2箇所以上から給与を受けている人は、低い方の給与については、恐らくここでは給与の低い人1人としてカウントされて、もう一方の2箇所でもらっている高い方の給与もこれまた1人としてカウントされているのだろうと思います。そうすると、この統計で給与の低いとされている人自身が、低いからといって本当に全体の所得として低いわけではないだろうと見ていているのです。そういう意味で、こういった事業所側から捉えた給与所得の統計で格差を分析するのは少々危険があるのかなということを感じております。

そういう意味で、2箇所以上から給料をもらっている人というのは、何らかの形で識別することができたらなと思うのです。今のような私の見方で合っているかどうかということ、また、そういう2箇所以上からもらっているというのを何か識別する可能性がありそうかどうか、少し教えていただけたらと思います。

○重藤国税庁長官企画課長 まず、今、この統計の中から2箇所以上から給料をもらっている人を見つける、フラグを立てるといったことができるかというと、それはできません。統計の作成の仕方からいくと、これはまさにサンプルでやっていますから何箇所からも給料をもらっている人のうちのA、B、Cと3つのところに勤めていて、Aにはたまたま調査票が来ました、B、Cには来ませんといった形にも当然なっているわけです。だから、すぐに、今、この統計でそこを何か工夫できるかというと難しい気がして、そうすると、統計自体の抽出のプロセスとは別に、世の中全体で、例えばマイナンバー制度といったものが導入されたときに、全体の給与所得者のうち、複数のところにいる人は大体どのくらいいるのかといったところが別の形でつかむことができれば、そういうものを使ってこの統計を補正するということは可能性としてはあるのかなと思います。今、この場で思いついているだけできちんと検証したわけではないですが、別途のところでそういうデータが取れれば余地はあるのかもしれません、現状、我々の方でそこまで具体的に検討している段階ではありません。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、確認ですが、短時間で非常に重要ないろいろなインフォメーションを頂いたと思います。

それでは、確認してきました点を今の形で整理したいと思います。

民間給与実態統計については、賃金構造基本統計や毎月勤労統計といった賃金関係の基幹統計がある中で他の統計調査では捕捉していない所得税額や税額控除等の調査を通じて租税収入の見積りや税務行政運営等の基本資料となるように行われているということが明確になったということです。基本的には税務統計であるということが極めて明解になっているということだと思います。

調査票の記入実務まで非常に詳しく説明いただいたことで、労働時間等を追加的に調査する場合の報告者負担の増加ということについても理解を深めることができたと思います。

それから、今後、表章形式の見直しに対する提供情報の充実やオンライン調査の拡大、民間給与実態統計の作成の効率性について不断の検討を進めていく必要があると考えております。

特に、非常に重要な様々なディテールの話をいろいろ伺うことができて、それについて限界もかなりはっきりしてきたと思いますので、非常に有意義な御報告と質疑だったと思います。

それでは、本件はこのくらいにいたしまして、報告書で委員の皆様には御確認していただくことになりますので、よろしくお願ひします。

特段の御意見がなければ、そういう形でまとめさせていただきたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。

○重藤国税庁官房企画課長 どうもありがとうございました。

○西村部会長 それでは、木材統計について確認いたします。

木材統計について各委員から提出していただいた御意見を基に私と事務局とで相談の上、確認事項として整理したところです。

事務局から説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料2-1が委員の方からの御質問、御意見等、資料2-2が今回確認事項で、3点挙げています。

資料2-2のまず第1ですが、これが最後に諮問されたのが平成17年でしたので、その後の約10年間、産業構造が変化する中でこの統計調査がどのような位置付けにあるのか、何を目的に実施されているのかという状況について御説明いただきます。

それから「調査の設計について」は、その最後の17年の統計審議会答申で「今後の課題」として出された集成材の把握に関する検討状況についての確認です。もう一つは、この調査対象が製材工場の動力出力数によって決められているのですが、その辺の状況、見直しの余地について御説明いただきます。

最後は、オンライン回答の状況についてです。

○西村部会長 それでは、この確認状況に沿って、確認と意見交換を進めていきたいと思います。

事務局から説明のありました資料2-2に掲げられている事項について、通して農林水産省から資料2-3を中心に御説明をお願いします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省統計部生産流通消費統計課の春日と申します。

それでは、お手元の資料2-3に基づいて説明いたします。表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

まず、「1 木材の需給構造及び調査体系」について説明いたします。木材の需給構造

ですが、我が国の森林面積は国土の3分の2を占めます2,500万ヘクタールあります。森林資源の蓄積量は毎年約1億立方メートル増加しております、現在49億立方メートルとされております。

木材の需要量のうち製材用が39%、合板用が15%、パルプ・チップ用が41%となっております。

下の絵を御覧ください。まず、左からですが、山から素材となります丸太を伐採いたしまして、それが国産材となりまして、原木市場等を通じまして製材工場等へ流れていきます。国産材の自給率は現在約3割を占めております。海外からはまず丸太の形で輸入されているものが595万立方メートルあります。その他製品として輸入されているのが、丸太換算で4,374万立方メートルを占めるということです。今回の木材統計の対象は、これらの素材が工場を経由して最終消費財として行くということで、製材工場、合单板工場、チップ工場、こういったところの素材の入荷量、生産量、出荷量、在庫量等を調査しているものです。

次に、2ページ目を御覧ください。「(2) 調査体系」です。今回の確認の対象となっております木材統計調査ですが、こちらにつきましては年次調査であります基礎調査と呼ぶものと月別調査といたしまして、製材と合单板について調査をしているところです。そのほか一般統計調査といたしまして、木材流通統計調査として、木材の価格の調査と5年に1度流通構造調査というものを行っているところです。

3ページ目を御覧ください。「(3) 調査対象」です。木材統計調査につきましては、まず基礎調査におきましては、平成25年度標本規模といたしまして、製材工場3,394工場、合单板工場145工場、木材チップ工場977工場という形になっております。月別調査におきましては、製材工場1,172工場、合单板工場75工場ということで、調査方法といたしましては、オンライン、郵送又は調査員により行っているところです。一般統計調査の部分につきましても、表の右側に書いてあるとおりです。

次に、4ページを御覧ください。「(4) 調査結果の利活用事例」です。

この調査結果におきましては、①「森林・林業基本計画」。これはおおむね5年ごとに変更されておりますけれども、こちらの林産物の供給及び利用の目標設定の際の資料として、及び検証を行うための資料として使われているところです。さらには、②として林野庁が毎年作成しております「木材需給表」の資料として利活用されております。③として、林野庁が主催をして、四半期ごとに木材需給会議を開催しておりますが、そのときの需給見通しの作成の資料に使われております。その他、④、⑤、⑥でGDPや産業連関表、鉱工業指数の木材関係の指標の推計等にも活用されているという状況です。

5ページ目を御覧ください。「(5) 調査の沿革」です。

先ほど御説明がありましたが、直近の大幅な見直しは、平成17年の統計審議会の答申を受けて見直されておりまして、そのときは調査体系の整理、調査範囲、調査項目の追加・削除等を行っているところです。その後は平成19年にオンライン調査を導入しております。

次に、6ページを御覧ください。確認事項に関連する部分ですが、まず、木材の加工・流通の構造と本調査との関係です。

6ページの絵を御覧いただきますと、山から切り出された木材が、原木市場を通りまして製材工場等を経由し、ユーザーサイドに渡っていくという形ですが、そこに①～④までの番号がつけられております。①、②、③については基礎調査において把握している対象です。それから、月別調査におきましては、製材工場は①の製材工場の部分のみ、合单板につきましては、③の合板工場の対象に調査を行っております。それから、5年に1度行っております木材流通構造調査におきましては、④の集成材工場、それからプレカット工場、製品市場、こういったところにも調査対象を広げて調査をしております。価格の調査については①～④全てを聞いています。

以上が、調査の体系になっています。

次に、7ページを御覧ください。調査の設計のところで、集成材に関する部分です。

平成17年の統計審議会におきまして、一般統計で把握している集成材につきまして、木材統計調査の一環として把握することを検討するという課題がなされております。

7ページの下のグラフを御覧いただきますと、棒グラフのところが集成材の国内生産量の推移をあらわしたものです。

平成17年に指摘を受けた時点におきましては、集成材は確かに右肩上がりで伸びておりました。その後、平成17年の後半におきまして、構造計算書の偽造問題、いわゆる姉歯事件に端を発しまして、平成18年に建築基準法が改正されております。そこで住宅着工等が大幅に減少いたしました影響を受けまして、平成19年度以降、集成材の生産量は大きく落ち込み伸び悩んでいるような状況に至っております。そうした中におきまして、この集成材の調査につきましては、5年周期の木材流通構造調査で私どもは把握しているということで、さらには、この下のグラフにありますように、日本集成材工業協同組合が毎年数字を公表しております、把握しているということとなっております。この集成材の動向につきましては、今後も私どもは注意深く見守ってまいりたいと思っているところです。

次に、8ページを御覧ください。調査対象工場の規模等についてです。まず、この木材統計調査におきます標本の抽出方法ですが、こちらについては一枚めくっていただきまして、10ページを御覧ください。

まず、基礎調査の製材工場におきましては、75.0kw以上、これは100馬力に相当しますが、こちらの階層を全数調査、それ以下の75.0kw未満の小規模出力階層は3分の1抽出という形で調査をしております。

木材チップ工場、合单板工場におきましても、第1階層については全数、第2階層については9割水準まで、第3階層については100%水準までという形で抽出をして集計しています。戻っていただきまして8ページを御覧ください。

まず、左側のグラフを御覧ください。

「出力階層別素材入荷量と割合の推移」ですが、おおむね10年おきの数字を載せており

ますが、確かに75.0kw未満の工場の比率は下がっておりまして、平成25年調査におきましては、9%に低下しています。

一方、右側のグラフを見ていただきたいのですが、こちらはそのうちの国産材を使っている工場数とその割合を示しております。赤で囲っている部分が75.0kw未満の工場ですが、直近の平成25年では65%にとどまっています。

仮に、下限規模を75.0kwから倍の150.0kwへ引き上げるとなりますと、国産材の入荷工場のうちの8割以上が標本階層となってしまうということで、国産材の把握に影響が出るおそれがあるのではないかと現時点では考えております。

最後になりますが、9ページ、オンライン調査の関係です。

こちらは平成19年からオンライン調査を開始しているところですが、回収率はこの表に書いてあるとおりで、極めて低いと言わざるを得ない状況です。回答が進まない理由を示しておりますが、小規模な工場が多い、それから、会社内でのネットワーク、インターネットに接続できていないようなところがある、それから、高齢化等もありまして、操作ができる者がいないといった理由が示されています。

この部分については、今後、私どもは回収率の向上に向けた取組をしていきたいと考えております。「（2）オンライン回答率拡大に向けた検討内容」ということで3点ほど書いておりますが、現在、オンラインの回答を希望する方にのみIDを発行しておりますが、今後は全ての工場を対象にIDを発行いたしまして、オンラインの回答を積極的に進めたいと考えております。

また、調査員に対しましても操作方法等の指導を徹底するとともに、調査対象に対しましてもシステムの安全性等を説明いたしまして、オンライン回収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

私からは説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 ありがとうございました。

確認事項に対し、ただ今農林水産省から説明いただきましたが、御意見、御質問等あればお願ひいたします。

○廣松委員 私はいつ頃か記憶が定かではないのですけれども、この調査が公共サービス改革法の対象になる直前に視察を行ったことがありまして、確かに日光の奥の方の製材場だったのですが、一連の作業を見せていただいて、この調査のことについてもヒアリングをしたのですが、確かに小規模なところだったものですから、なかなかこういう調査に協力するのは難しいというお話を聞きました。特にオンライン調査に関しては先ほど御説明があったような要因が主だらうと思います。

一方で、郵送するにも郵便局まで遠いというか、ポストがないというか、そういう状況もあって、この回収に関しても調査員の方がなかなか苦労されているという状況でした。

もうほぼ十何年前のこととて、今のお話を伺っていて、この林業というか、あるいは木材、製材等の産業に関してその後余り大きく変わっていないと思います。その意味で、この調

査自体が、先ほどの御説明で1953年から開始されて今までずっと続いてきたわけですが、もし、今後の状況というか、あるいは調査の在り方ということでいうと、木材流通統計調査との合体というか、木材流通統計調査は主として価格等を調査されているわけですが、そういう今後の方向性としては1つの方向としてあり得るのかなという感想を持ちました。

○西村部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○野呂委員 民間的な発想ですが、今ほどのオンライン調査につきましても、合单板月別調査ですと、75工場のうち12%の9工場からオンライン回答があつて、それを今度増やしたいということですが、費用対効果という観点を考えると余り効果性が期待できないような気も致します。今後の費用等も含めて、オンライン調査を進めることの効果性はいかがなものでございましょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 その費用対効果について具体的に私どもは現時点ではおりませんが、全工場にIDを発行すること自体は、それほどコストがかかるものではないと思っております。したがいまして、今まで積極的に我々は勧誘していなかったというのは正直なところだと思いますので、この辺はもっと進めてまいりたいとは思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 1つ、母集団の関係のことについて教えてください。

これは資料の2-4、製材工場とか木材チップ工場それぞれごとに前年の実績に基づいて抽出するということが書かれているのですが、これは何らかの格好で、こういう工場を操業している場合に、定期的な届出が義務付けられているのでしょうか。その場合、例えば動力の出力とかいうものも併せて報告されるのでしょうか。こういう母集団情報がどれだけいつも確実に使える状況になっているのかということを念のため確認したいと思いましたので、お尋ねしました。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省に届出などはございません。今回のこの母集団の作成に当たりましては、工業統計等から製造業のデータを頂きまして、そこから母集団を作成しているというところでございます。

○川崎委員 その中には、そうすると例えば、工場の機械の出力とかそういう情報も入っているということなのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 工業統計には出力数は入っていません。したがいまして、その他の情報から階層分け等を行っています。

○西村部会長 今の回答でよろしいですか。

それでは、農林水産省の説明を踏まえまして、確認事項を整理したいと思います。

まず、第1点は、木材統計は森林・林業基本計画や木材需給表の基礎資料のほか、様々な統計、四半期GDP、統計速報などに幅広く利用されており、その意味で重要な統計とい

う位置付けは変わらないと思います。

歴史的には、昭和28年から実施されておりますが、平成17年に大幅な見直しを行っており、社会経済状況の変化にも一定程度対応してきたと考えられると思います。

調査の方法としては、75.0kw以上の製材工場を悉皆、それ未満を標本調査としていますが、これも国内の製材所の状況を知るということが重要であるという製材産業の構造を反映しているものと判断したいと思います。

ただし、これはほかの統計とも絡みますが、特にこの木材統計に関しては、これ以降例えれば、今ありましたけれども、ほかの統計との合体も考えてみるような方法、それから、特にコストベネフィットをきちんと考えてやること、コストベネフィットは役所側のコストベネフィットではなくて、報告者側のコストベネフィットもきちんと見ていくことだと思います。それをこれから考えていく必要があるのだろうと思います。

そういうところに、オンライン調査ということですが、PCは難しいかもしれません、最近GPS、スマートフォンがあればそれなりにどこでもできるような状況にあるとも思いますので、そういうものを含めて新しい動きに対応する検討を進めていただきたいと思います。

オンラインの数字を上げるというよりも、オンラインの報告による質を上げていくという形で検討していただきたいと思います。

このような確認でよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件はこのくらいにいたしまして、あとは報告書で委員の皆様には御確認していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○西村部会長 未諮詢の基幹統計のうち家計統計につきましては、昨年12月8日の第55回基本計画部会にて御議論いただいたところですが、その際、一部の事項につきましては、私が預からせていただいておりました。そこで、今回、私に預からせていただいた事項について整理いたしましたので、一部、12月の部会での議論も振り返りつつ説明させていただきたいと思います。

資料として、12月の部会に提出されました家計統計についての確認事項の資料を参考1-1としており、12月の部会の議事概要を参考1-2としてお配りしておりますので御参照ください。

まず、家計統計の現状認識ですが、これは現状認識とすればこれまで社会経済情勢の変化に対応して調査実施者は集計結果の公表の充実に取り組んできておりますし、このことは高く評価できると思います。

その一方で、共働き世代を十分に捉えられていないのではないか、誤差率が他の統計に比べて大きいのではないか、他の統計の動きと比べて無視できないようなかい離が生じて

いるのではないかという現状認識が示されたというものが12月の部会での様子でありました。

これらの認識のほか、そもそも家計統計を考えていくに当たって、この調査が、調査員の努力に支えられて維持されてきた調査であるという現状もしっかり認識しておくことが重要であると考えます。

次に、家計統計の将来に向けた検討についてですが、12月の部会では、記入者負担の軽減、標本設計及び情報提供・利活用向上の3点の項目に分けて確認とともに意見交換を行いました。

まず、1点目の記入者負担ですが、12月は余り意見交換ができず、私が預かった箇所でもあります。これについては、今後の家計統計の継続性を考えますと、記入者負担の軽減というものを念頭に置いて検討を進めるべきであると考えております。この点、12月の部会で調査実施者から説明があったように、電子家計簿によるオンライン化やスマートフォンを使った入力の導入に向けた検討が進められてきており、これは引き続き取り組んでいくことが重要だと考えます。

しかし、その導入に当たっては、調査員の負担やオンライン調査の回答率も含めたコスト面での検討が必要であり、また、電子家計簿の検討に当たっては、既に民間企業で運用されている状況というものを勘案しつつ、記入精度の確保の面等からも検討を進めていく必要があると考えております。

このほか、高齢単身世帯が増加する中での入力の簡便化や調査員による記入支援、家計のいわゆる個計化の進展に応じた調査方法の開発といった論点もあるものと考えます。

次に、2点目の標本設計についてです。

12月の部会では、調査結果の振れを小さくする手法について検討するべきであるという御指摘もありましたが、この他、有業人員について集計上の補正を行う方法などについても調査研究を進めるということはとても有意義なことであると考えています。

また、12月の部会で、家計調査を補完する家計消費状況調査の公表の早期化について、調査実施者から説明がありました。これは、ユーザー側にとって有益と考えられますし、この方向で検討を進めていくことは重要であると考えております。

次に、3点目の情報提供・利活用の向上についてです。

12月の部会では、一般のユーザーもそうですが、とりわけ政策部局における家計統計に対する正しい理解というものが必要であるという御指摘がありました。この点については、サンプルの分布の情報などの必要な情報を含めた統計利用上の留意点などを積極的に情報提供していくことが必要だと考えております。

私が預かった事項を整理するとともに、若干12月の部会を振り返ると、おおよそこのようなところかと思います。

差し支えなければ、ただ今説明した内容を踏まえて、3月の基本計画部会で報告書という形で確認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 前回の議論では、家計調査はQEには使えないとか、使うべきではないという御意見もあったかと思いますが、ただ、その点に関しては、やはり家計調査なしでは現在のQEの推計は無理だという気がいたします。

家計調査の基本とする方法に加えて、簡易的なコモ法の結果も統合してやっているわけですが、QEはその時点で使える全ての情報を使うということです。

また、コモ法には、配分比率の固定化という問題もありますので、それぞれのメリットをいかしてうまく組み合わせていく、その場合に、家計消費状況調査の速報化が前回出されましたので、家計調査と家計消費状況調査とをうまく組み合わせて幾つか工夫ができると思いますので、是非実現していただきたいと思います。

以上です。

○西村部会長 分かりました。

どうぞ。

○前田委員 いろいろ申し上げましたが、この間言い忘れたことについて1点触れたいのですけれども、家計消費状況調査の公表時期が早められるということで、これはユーザーにとって有益であるということは私もそのように思います。

ただ、これも鳴り物入りで始まったのですが、私も毎月見ているのですが、なかなか難しいものと思います。サンプル数も増やされて回答もシンプルな項目にされた割に振れが異常に大きいようなものが時々あって、やはり家計サーベイというのはなかなか振れが大きいなということで、家計消費状況調査だから大丈夫だとは皆さん思われない方がよいのではないかと、ヘビーユーザーとしては思います。

もう一つ、今、中村委員がおっしゃったQEに使うべきかどうかという点についてはここで議論する話でもないと思うのですが、多分、いずれまた議論されるかもしれません、使うとしても、今、供給側と需要側とで比率が大体半々なのですが、これをどう見直すとか、いろいろな検討課題はあると思いますので、現状がよいかどうかということについてはまたいろいろ検討すべき点があるのではないかと思います。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

今の2点を含めて方向は若干違いますので、また私に預けていただいてどういう形で報告書に盛り込んでいくかということについては検討させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただ今御発言になりました点にも留意の上、どういう形でそれを反映するかということもありますし、私と事務局とで検討いたしまして、報告書の形にしていきたいと思います。報告書で委員の皆様には御確認していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

次いで、1月の基本計画部会で審議いたしました地方公務員給与実態統計について、追加資料が出ておりますので、まず、総務省政策統括官室から説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付審査官 総務省政策統括官室でございます。

前回の部会におきまして、御議論を踏まえまして、用語などにつきまして交通整理が必要ではないかなと思いまして、私どもで簡単に資料を整理させていただきましたので、説明させていただこうと思います。

時間も限られていますので、簡潔に大きく2点について説明させていただきます。

お手元の資料3-1、表紙が1ページ目ですので、2ページ目をお開きください。

まず、1点目です。情報の保有状況と「調査」との関係です。地方公共団体で保有されている情報につきましては、国では何らかのアクションもなしに当該データを入手するという仕組みは今、基本的にありません。このため、何らかの「調査」を行って、情報を収集する必要があります。何らかの調査をするということとして、これが基幹統計調査であれ、あるいは、いわゆる業務統計調査ということであれ、調査を何らか実施するということになりますので、仮に基幹統計調査を業務統計調査化したとしましても、報告者負担という観点からは、その軽減を図るというのはなかなか難しいのかなというところかと思っております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

用語や概念の整理です。ここであらかじめお断りさせていただきますけれども、いわゆる「業務統計」あるいは「業務統計調査」という用語につきましては、法令上特に定義があるわけではありません。あくまで便宜上、あるいは慣行上の言い方ということになろうかと思います。

今回、分かりやすさの観点から、国の機関からの視点で、大まかなイメージといたしまして整理を試みたのが、3ページ目の図になります。

まず、左側です。情報を収集する手段ということで、まず、1つ目で、国が業務を行う過程で蓄積されたり、あるいは届け出等で収集されてくる行政記録情報としての情報というものがあります。一方で、左の下の赤いところになりますが、いわゆる「業務統計調査」によりまして収集されてくる情報というものもあります。

次に、右側の活用面です。これらの集められた情報につきまして、各行政機関で業務上の便宜のために収集されるいわゆる業務統計という形で情報が活用されるという場面があります。この中には、皆様がイメージされているような精緻な形での統計になっていないようなものの中にはあろうかと存じます。また、他方で収集された情報の中には、右側下段になりますが、統計法上の統計を作成する際に活用され、報告者負担の軽減に資するというものもあるところです。

このようにして見ますと、前回話題となりました附帯調査、あるいは補充調査というものは、左下から右上への活用という形になろうかと思います。一方で、左上から右下への行政記録情報の活用による報告者負担の軽減というものは別途の活用形態ということになろうかと思うところです。

4ページ目は、統計法との関係を簡単に整理したものですが、今回、説明は割愛させて

いただきます。

最後、5ページ目をお開きください。表にありますとおり、統計法上の統計調査では、承認手続、あるいは基幹統計の場合は報告義務などがあります。一方で、いわゆる業務統計調査の場合ではその状況が異なるというところです。それぞれの調査におきまして、置かれた内容ですか、環境ですかそういったものを勘案いたしまして、適切と思われる手法を選択しているということかと存じます。

駆け足でしたが、私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、引き続き総務省自治行政局から説明をお願いいたします。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長 お手元の資料の3-2をお開きください。

前回、御議論いただいたところですけれども、主な指摘事項として大きく2点あったと理解しております。

1つは、基幹統計調査としての必要性という部分です。表紙をめくって1枚目の紙です。

先ほど政策統括官室から説明がありましたと、業務統計、それから基幹統計としての統計法としての統計というものとの整理があったわけですが、本調査、この地方公務員給与実態調査におきましては、国として全地方公務員の個別の給与データを把握するための唯一の手段となっております。地方公共団体単位の平均給与等を主として把握しております補充調査、これは業務統計ですが、調査票とか調査項目、活用目的が異なっているというものです。5年に一回実施しておりますこの基幹統計調査に基づく集計や分析によりまして、地方公共団体の財源保障や財源調整機能になります「地方財政計画」の基礎資料の作成、例えば、給与費単価の改定などに活用しているというものです。

したがいまして、私どもとしては引き続きこの統計法に基づく基幹統計調査として調査の正確性や継続性を確保する必要があると考えているところです。これは1点目の基幹統計としての必要性の部分です。

おめくりいただきまして、調査の流れと調査対象についての御質問がありました。

まず、調査の流れですが、別紙3枚目の紙に付けさせていただいております総務大臣から都道府県、指定都市につきまして、職員が直接総務大臣から都道府県、指定都市を通じまして人事担当者が記入し、それから、市区町村に關しましては、都道府県知事から市区町村長に対して依頼しまして、市区町村長から職員人事担当者に記入を依頼しているというところです。

戻っていただきまして「(2) 現行調査による記入分担」のところですが、職員の記入欄と人事担当者の記入欄があります。

職員は、所属する地方団体の名称、公署、それから氏名、性別、生年月日、年齢の部分のみが職員の記入分担になっておりまして、給与月額とか諸手当の月額、こういう情報につきましては、給与担当者で記入いただくということになっております。

職員記入欄の情報も含めまして、実際の提出は、現在は電子データで提出していただい

ておりますので、効率化を図ってきているというところですが、前回いろいろ御指摘もありました職員が記入をする部分、これにつきましては、今後、私どもとして前回の御意見、御指摘なども踏まえまして、地方公共団体の担当者の意見、関係者の意見なども踏まえまして対応を検討していきたいと考えています。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございました。

ただ今総務省から説明いただきましたが、御意見、御質問等あればお願ひいたします。どうぞ。

○中山委員 今、御説明にありましたけれども、現行調査による記入分担、職員記入欄については、今後関係者の意見等踏まえ対応を検討ということなのですが、これは地方公共団体等の意見を聞いて変えるべきところは変えるという理解でよろしいでしょうか。

と申しますのは、この前に議論が行われた民間給与実態統計調査におきましても、事業所の担当できちんと調査ができているということでもありますから、実態に合わせた形で検討していただくとよろしいかなと思っております。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長 そういう御指摘がありましたので、これはかなり長い期間こういう形で調査してきているものですし、地方公共団体も非常に多様な団体があります。職員も非常に多様です。そういうことを前提にいたしまして、支障があるかどうか、あるいは、見直しとしてはどういう見直しができるか。そこを含めて、よく現場の声を聞きながら対応していきたいと思っております。

○西村部会長 よく分からぬのですが、見直しが必要であれば見直すということでいいわけですね。

○三橋総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長 そういうことです。

○西村部会長 分かりました。

どうぞ。

○廣松委員 資料3-1、最初に説明していただいた部分に関しては、私は前回行政記録情報ということを強調し過ぎたものですから、政策統括官室で言葉を整理していただいたもので大変明確になったと思います。

ただ、少し言い訳をしますと、前回、特にこの地方公務員給与実態調査でいうと、例えば、対象者がいわば地方公共団体というか公的な機関であって、その意味で、行政記録情報というか、あるいは業務記録情報といった方がよいのかもしれません、既に存在している情報に関してもしそういうものがあるのであれば利用するということを考えてはどうかという趣旨で申し上げたもので、今回、これも新しい言葉かもしれません「業務統計調査」という言い方がされており、そこはそれで明確になったと思います。

具体的に、今、地方公務員給与実態調査に関して、恐らく市町村の考え方とかいろいろ地方公共団体によって特徴というか、いろいろな違いがあるでしょうから、今後、地方公共団体のここにある知事とか市区町村から、あるいは職員の方の御意見も伺っていただき

て、今後改善すべき点を改善していただければと思います。

その意味で、決して前回この調査の基幹統計調査としての性格付けに疑念を呈したわけではありませんので、そこは資料3-2の2枚目になりますような必要性というのは、十分必要なものであると理解いたします。

同時に、その中間年に行われている附帯調査とか何かは、これは統計法上ではなくて地方自治法上の法的な根拠でもって行われているものですから、統計法の立場から何か言える立場にはないのだろうとは思います。

ただ、同じ結果として統計的な利用をされるという意味で、この基幹統計としての地方公務員給与実態調査との一体性ということを今後とも維持していただければと思います。

これは余計な一言ですが、同時に、今回は地方公務員給与実態調査ですが、その必要性の3つ目のところに書いておりますように、それが地方財政計画の基礎資料となっている大変重要な基礎資料であると思うのですが、一方で、別のこれも統計のほうの立場から言うと、地方財政の記録も特にSNAの基礎資料としても大変重要なものであり、その意味で、地方公共団体と中央政府との関係というものは必ずしもそう単純ではないと思いますが、そういう面も含めて今後いろいろ努力いただければと思います。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、確認してきました点を整理したいと思います。

地方公務員給与実態統計というのは、その歴史も古くてかつ地方財政計画の基礎資料になるということで、幅広く利用されてきており、非常に重要な統計であると考えております。

ただし、電子媒体による情報提供について充実を求める指摘や、基幹統計に関する調査事項の簡素化、特に職員記入欄の見直しを求める指摘がありました。

したがいまして、今後は電子媒体による情報提供の充実に加えて職員記入欄については記入の項目も含め関係者の意見を踏まえまして、対応を検討し、見直すべきところは見直していただきたいと考えております。

おおよそ委員間ではこのような共通の認識が得られたかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 最後に少しコメントさせていただきたいのですが、やはり統計の部局もいろいろな部局がありますから、必ずしも自治行政局が統計に慣れていらっしゃると限らないので、そういうのも含めて、見直しには恐らく一定の作業は必要だらうと思います。そのためには、やはり同じ総務省ですから、政策統括官室や統計局が積極的な支援をされて、特に部局間でこういう重要な統計に関する見直しやそういう場合のサポートや意見交換を密にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

あとは報告書で案をつくりますので、委員の皆様にはこの報告書で御確認していただく

ことになりますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○西村部会長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

審議結果報告書の構成案についてです。

本日で、今年度予定された5つの未諮問基幹統計の確認が一通り終了いたしました。これからは、審議結果報告書の取りまとめに関する議論に入ることになります。審議結果報告書案については、本日の審議で頂いた御意見もありますので、細かい内容についてはこれから更に整理が必要なところもあります。

本日は、審議結果報告書案の構成をイメージできるように、構成案を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料4を御覧ください。

これが「審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）構成（案）」です。

まず「はじめに」があって、それから大きく2つに分かれ、経緯等と、審議結果（確認結果）になります。

「経緯等」では、「（1）経緯」「（2）審議の進め方」「（3）審議の経過」と置いています。ここでは、この未諮問統計の確認が基本計画に位置付けられた趣旨ですとか、その確認に際しての取組方針、それから、全部で20統計ありましたが、それをどのように振り分けて、今年度どの統計を対象とするかということ、そして、審議の経過等について簡潔に記述しようと思っています。

「審議結果」については、今回確認を行った5つの各統計について、次の事項を記述しようかと考えています。

「（1）確認すべき事項」については、確認事項等をそれぞれ毎回出してきましたが、それがどういうことからその確認事項を決めたのかについて、必要に応じて委員から御提出いただいた確認すべき理由なども引用しながら、その確認事項を設定した旨を簡潔に書きます。

「（2）確認結果」については、まず、実施府省が行った説明ポイントを簡潔に記述して、これまでの検討状況を含む取組みへの評価を記述します。必要に応じて今後の取組の方向性まで記述したいと思っております。

本文はその（1）と（2）なのですが、最後に資料として、第Ⅱ期基本計画においてこの確認をするということが書かれている記述箇所の抜粋、この確認に係る取組方針ですか、確認スケジュール等、確認の前にここで御議論いただいた資料を付けます。

それから、各5つの統計に当たっては、それぞれ基礎資料と基本計画部会で使われた資料を付けたいと思っています。そのほか参考URLとして、基本計画部会の審議状況を掲載したページについて付けておきます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明について御質問等があれば、お願いいいたします。
どうぞ。

○廣松委員 単純な質問ですが、今回5統計に関して確認を行った結果、当然、調査実施者の方に幾つか要望も出したわけですが、それを例えれば、今の地方公務員給与実態統計であれば地方の御意見を伺っていただいて、変えるとなると、それは諮問するということですか。あるいは、それを少々言葉がきついですが、義務付けるということですか。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 取組方針のところで最初に委員の皆様に議論していただいたのですが、今回はその確認ということで義務付けということではありません。ただし、いろいろと検討の余地があるとか、対応を考えていただいているのですが、実際に調査方法や内容について変更を加える場合には、やはり諮問が必要になってきますので、そこでもう一度議論されていくことになります。

以前、10月に取組方針を部会で決定したときの文言として書かれているものを一応読み上げますと、「改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るために一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップしていく」ですから、変更を実際に加える場合には諮問が必要ですが、どうなっているかという状況確認というのは法施行状況報告という枠組みの下で行うことができます。

○廣松委員 理解しました。

○西村部会長 実際、今の点は非常に重要で、言いつ放しでは困るので、きちんとフォローアップしなければいけないのですが、きちんとフォローアップするというのはこれまた大変なことです。今年度は最初のキックオフですが、来年度4月以降に関しても継続的にきちんとフォローアップしていく形になるということです。

どうぞ。

○川崎委員 ここに書かれている構成の方向というのは、基本的に私は賛成で、これで結構だと思っています。

その中身として、2番の審議結果のところに5つ統計がありますが、それぞれについて部会長がこれまでまとめてこられた方向というのは、大変明確でこれも賛成なのですが、その上での私自身も迷いながら御相談のようなことなのですが、この検討全体の大きな趣旨とか総括的に見てどんなことが感じられるかというものを何か書けたらよいのだけれどもなという気持ちがあります。

例えば、どういう趣旨かといいますと、たまたま今回20種あるうちの5つを確認したわけですが、この5つの中で収入、支出の統計である家計統計、それから、給与の統計が2つとあったりしまして、ここでは個々の統計を見たときにはそれぞれここを改善したらよいのではないか、ここにどんな課題があるかということを見ていくわけです。しかし、もう少し横断的に見て、日本の統計体系はこんなことを考えなければいけないのではないかみたいな趣旨のことが、何かサマリーみたいなところに書けないだろうかということが私の思うことです。

サマリーとは言いながら、この未諮詢基幹統計の確認自体が通常の統計法の諮詢答申とは別の枠組みでやっている格好にもなりますので、あまり各府省にオブリゲーションを課するような書き方はできないとは思います。ただ、統計委員会としての今後の展望や期待などを何か込められたらということが私の思ったことなので、その辺を例えば「経緯」の中のどこかに少し込められたらなと思いました。

○西村部会長 では、私がお答えします。

御趣旨は全く同感です。ただし、少し話は大きくなってしまいますので、そうすると今回の報告書に間に合うかという話と、やはりまだ横断的に見るという形にしたときの基本的な見方をどうすべきかなどそれらについての議論を十分にやっておりません。そういうことから考えると、次年度というか平成26年度統計法施行状況審議の中の1つで場を設けて議論をする、今回はもし「経緯」であるとすれば、その頭出しをするという形が多分一番自然かなと思っています。

実は、この点は非常に重要な点で、かつ実はここまでいくと皆さん必ずしも意見は同じにならないので、そういうときに、どこか一方向にまとめるという形にするのは若干危険かなという感じがしますので、今、御提案いただいたことをまた少し長期的な形でこちらに預からせていただいて、特に次年度に考えてみたいと思います。

やはり、この5統計をやってみてかなりいろいろなことが分かってきましたので、そういうことを含めてどうすべきかという基本的なことを、できるだけ私がいるときにきちんとした形でやっていきたいと思っております。

いかがでしょうか。

それでは、審議結果報告書の構成案についてはこのとおりという形にして、「経緯」若しくはその「審議の経過」のところで、先ほど川崎委員がおっしゃったような考え方を付け加える形で持っていきたいと思います。そして、次年度以降の統計法施行状況審議の中で場を設けるという形にしたいと思います。

それでは、おおむね予定の時間が参りましたので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

今後の進め方ですが、10月の基本計画部会で決定した取組方針にも記載しておりましたとおり、次回の部会で審議結果報告書の案を御審議いただきたいと思います。

このため、近日中に各府省から御説明いただいた内容と委員の方々に御議論いただいた内容を基に、私の方で事務局と相談し、審議結果報告書の案を作成したいと思っています。案が用意できましたら、次回会合の前に委員の皆様にもお示しし、御意見を伺うという形で案を取りまとめて次回部会に提示したいと思います。

このような方法で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、このように進めさせていただきます。

本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は、3月23日月曜日10時から、本日と同様にこの会議室で行います。詳細はまた御連絡いたします。

○西村部会長 以上をもちまして、本日の基本計画部会は終了いたします。

ありがとうございました。